

令和7年度
長崎市職員採用試験案内
一般任期付職員（獣医師）

1 受付期間 1月4日(日)まで

2 試験日 2月上旬（予定）

3 試験職種及び受験資格等

| 試験区分 | 採用予定人員 | 受験資格 |
|------------------|--------|--|
| 一般任期付職員 (獣医師) | 1人 | 次のいずれにも該当する者 (1) 昭和38年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者 (2) 獣医師の免許を有する者 (3) 公的機関における獣医師としての職務経験が5年以上ある者 |

(注) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に該当する者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・長崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 本市職員ではない者（ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時の任用職員は受験できる。）

4 任用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

※任用期間は5年を超えない範囲で更新する場合があります。

5 主な職務内容

獣医師としての専門的業務等

6 試験日程

| 試験日 | 合格発表 |
|--------------------------------------|---|
| 2月上旬ごろ ※日時、場所等詳しくは、受験申込後にお知らせします。 | 2月上旬～中旬ごろ 受験者全員に合否の結果を文書で通知します。 ※合格者の受験番号は、長崎市職員採用サイトにも掲載します。 |

7 試験の方法

| 試験種目 | 試験内容 |
|------|-----------|
| 人物試験 | 個別面接による試験 |

8 受験手続

| | |
|------|---|
| 受付期間 | <u>1月4日（日）まで</u> |
| 申込 | <p>(1) <u>長崎市電子申請サービス（オンライン）を利用して申し込みください。</u></p> <p>(2)  <u>申請完了前に入力内容を必ず確認してください。</u></p> <p>電子申請はこちら https://apply.e-tumo.jp/city-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11036</p> |
| 添付書類 | 最終学校の卒業又は修了証明書、獣医師免許証の写し、職務経験報告書 |

9 給与その他勤務条件（令和7年4月1日現在）

① 給与

① 給料月額

初任給は採用前の学歴及び職歴に応じて決定します。

② 諸手当

期末手当、勤勉手当（年2回）：合計4.6月

その他、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、住居手当、扶養手当などがそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

【モデル給与（大学卒）】

① 動物愛護管理センター勤務の場合

○公的機関での実務経験15年の場合：給与月額 377,412円（初年度年収見込 約560万円）

○公的機関での実務経験25年の場合：給与月額 430,248円（初年度年収見込 約640万円）

○公的機関での実務経験35年の場合：給与月額 444,630円（初年度年収見込 約660万円）

② その他の勤務場所の場合

○公的機関での実務経験15年の場合：給与月額 356,604円（初年度年収見込 約530万円）

○公的機関での実務経験25年の場合：給与月額 409,440円（初年度年収見込 約610万円）

○公的機関での実務経験35年の場合：給与月額 423,282円（初年度年収見込 約630万円）

※給与月額は、令和7年4月1日現在の給料月額のほか、地域手当、給料の調整額及び初任給調整手当を含めて算出した額（その他の手当は含んでいない）

初年度年収見込は、上記の給与月額のほか期末手当及び勤勉手当を含めて算出した額

- (2) 勤務時間 週38時間45分勤務
- (3) 休暇 年次休暇、特別休暇、病気休暇、育児休業等を取得できます。
- (4) 服務 任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
- (5) その他 共済（健康保険等）は、長崎県市町村職員共済組合への加入となり、災害補償は、地方公務員災害補償法が適用されることになります。

10 採用までの流れ

- (1) 合格者は、原則として令和8年4月1日付で採用します。
- (2) 「次点候補者名簿」登載者については、次のような場合に採用内定の通知を行います。
 - ア 採用内定の辞退があり、追加の採用が必要となったとき
 - イ 年度途中における職員の退職等があり、追加の採用が必要となったとき

「次点候補者名簿」登載者の採用については、令和8年4月2日以降になることがあります。
- (3) 次点候補者名簿の有効期間は、最終結果発表の日から1年間です。
- (4) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (5) 長崎市職員としての採用辞令を交付されるまでの間に、地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に該当するに至った場合は、合格を取り消します。
- (6) 受験申込書等の提出書類の記載内容又は人物試験の口述内容に虚偽があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (7) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが採用時点において明らかであると認められる場合、その他長崎市職員として必要な適格性を欠くこととなった場合は、合格を取り消すことがあります。

11 問い合わせ先

長崎市総務部人事課 ☎850-8685 長崎市魚の町4-1（市役所9階）
☎095-829-1119（直通）
✉saiyou@city.nagasaki.lg.jp